

広島県訓令第三号

本 庁
地 方 機 関

職員の仕事の宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の仕事の宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令

職員の仕事の宣誓における上級の公務員を定める規程（昭和二十六年広島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
一 (略) 二 一般職員にあつては、総務局長（総務局長不在の場合は、人事課長） 三 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、所属長（所属長不在の場合、あらかじめ当該所属長が指名する職員）	一 (略) 二 一般職員（二月以内の期間を限つて雇用される者（以下「臨時職員」という。）を除く。）にあつては、総務局長（総務局長不在の場合、人事課長） 三 臨時職員及び非常勤職員にあつては、所属長（所属長不在の場合、あらかじめ当該所属長が指名する職員）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。